

意見の概要と市の考え方 千葉市貧困対策アクションプラン（案）に係るパブリックコメント手続

No	(案) 該当箇所	意見の概要	市の考え方	修正
1	第1章 千葉市貧困対策アクションプランの策定について（2～3頁）	貧困の連鎖の問題について、子どもの貧困にしっかり対応することが必要である。子どもの貧困対策に係る部分は、千葉市こども未来応援プランに委ねるとしているが、庁内での連携を強めて対応することがイメージできるような文言にして欲しい。	本市としても、子どもの貧困対策は非常に重要であると考えています。子どもの貧困対策については、千葉市こども未来応援プランの中で基本理念、基本目標が掲げられ、これを踏まえた施策が明記されていること、同プランは各個別計画における課題、背景や基本的な考え方、各種施策を反映し、施策を体系的に整理し、総合的に推進するための今後の取り組みを示す既存の計画であることから、本プランとの整理において混乱を招かないよう「委ねる」という表現にしており、原文のとおりとします。 なお、本プランは、生活困窮者自立支援制度を核として、生活困窮者に寄り添った包括的な支援を行うための具体的な行動計画を示すものになりますので、生活困窮者自立支援制度に係る施策については、本プランにおいても、重複して記載をするようにしております。	無
2	第1章 千葉市貧困対策アクションプランの策定について（2～3頁）	子どもへの対策は、このプランの大きな柱になるべきものだと思うが、千葉市こども未来応援プランに明記されているからといって、同プランに「委ねる」のは不適切だと思う。	No. 1に記載のとおりです。	無

3	<p>第4章 これまでの取り組みから見える課題について（39頁～40頁）</p>	<p>貧困家庭にある子どもが大きくなった時に、貧困状態を脱して、普通の暮らしができなければ、再び貧困が繰り返されてしまう。したがって、千葉市から貧困を減らしていくには「貧困の連鎖」を食い止めることがとても重要で、施策の方向性の言葉の中に「貧困の連鎖を食い止める」という言葉を盛り込み、その連鎖を食い止めるためにも子どもへの対策が必要と書き込んでほしい。</p>	<p>本市としても親から子への貧困の連鎖を防止することは重要であると考えております。このため、「子どもの学習支援事業の強化」の取組内容にその旨の記載をさせて頂いております。施策の方向性については、より大局的な視点からの記載とさせて頂いており、原文のとおりとしますが、貴重なご意見として今後の参考にさせて頂きます。</p>	<p>無</p>
4	<p>第6章 貧困対策推進のための施策について（49等）</p>	<p>家庭の経済状況は、こどもの身体（特に口腔内の状態）や生活様式、行動に表れる。教育委員会と連携し、教員が子どもに現れた兆候をキャッチし、それをきっかけに家庭と十分に連絡を取りあうことで、生活の改善に繋げていくことが重要だと思う。本プランを見ると、教員が制度を周知したり、就学援助を提案したりということが目標にあるが、スクールソーシャルワーカーや子どもナビゲーター等の専門職を間において、教員の負担が重くならないように、連携した方が良いと思う。その際、学校側が個人情報や保健福祉局等に出せないとの理由で貧困対策が進まないということの無いように体制を整えて欲しい。</p>	<p>貴重なご意見として、今後計画を推進するにあたり、参考にさせて頂きます。</p>	<p>—</p>
5	<p>第6章 貧困対策推進のための施策について（60頁）</p>	<p>子どもナビゲーターを配置することによって、家庭への関わりができる等、子どもに対する支援の拡充を期待したい。</p>	<p>子どもナビゲーターについては、平成30年1月からのモデル事業の効果や課題の検証を踏まえ、拡充を検討してまいります。</p>	<p>—</p>

6	第6章 貧困対策推進のための 施策について(60頁)	子どもナビゲーターは、学校を通じての支援になるとのことであるが、スクールソーシャルワーカーとも連携ができるようになると良い。	子どもナビゲーターは、スクールソーシャルワーカー、学校とも連携を図りながら支援を行ってまいります。	—
7	第3章 市民意識調査及び関係機関(相談場所)への調査について(28～36頁)	本プランにNPO法人等の活動の紹介がされているが、千葉県生活自立・仕事相談センターの業務を受託している団体についても触れるべきである。また、逆に、貧困問題への関りが薄い団体については記載の必要はないと思う。	記載した団体は、WEBアンケート調査の結果等を踏まえて、課題を整理する上で、ヒアリングを行った一部の団体について、その結果を参考として紹介させて頂いたものです。 また、ヒアリングから見えた課題等の理解の手助けとなるように、当該団体の主な活動の内容を記載させて頂いているところですので、原案のままとさせていただきますが、計画見直し時には貴重なご意見として参考とさせていただきます。 なお、千葉県生活自立・仕事相談センターについては、第2章の3で支援内容等の紹介を、第3章の3で受託業者からのヒアリングの結果を記載させて頂いております。	無
8	第3章 市民意識調査及び関係機関(相談場所)への調査について(28～36頁)	本プランにNPO法人等の活動が詳しく記載されているが、詳しく記載する必要があるのか。名称と事業概要、課題だけにした方が良いのではないか。	No. 7に記載のとおりであり、原案のままとさせていただきます。	無

9	<p>第5章 貧困対策推進施策の 方向性について（41 ～42頁）</p>	<p>伴走しながら、貧困状態を脱する手助けをする専門家が必要であり、これを担う個人や団体の育成を施策の方向性の一項目に入れた方が良いのではないか。</p>	<p>施策の方向性1から4までで網羅されているため、原案のとおりとしますが、貴重なご意見として、今後計画を推進するにあたり、参考とさせていただきます。</p> <p>なお、本市では、伴走しながら貧困状態を脱する手助けをする専門機関として、千葉市生活自立・仕事相談センターを設置しております。また、本プランでは、「待ちの支援」から「支援を届ける」ことを施策の柱としており、同センターがアウトリーチ等を行いながら支援を行っていくこととしております。</p>	<p>無</p>
10	<p>第6章 貧困対策推進のための 施策について（54 頁）</p>	<p>施策のうち「NPO法人をはじめとする関係機関との連携」について、平成39年度末の到達目標が貧困対策への民間の力の取り込みを検討するでは遅いので、民間の力が活用されている状態にして欲しい。</p>	<p>ご意見を受け、「生活自立・仕事相談センターを中心に、NPO法人をはじめとした公民関係機関が協働して生活課題を解決するための体制づくりの構築を図る。」と記述を改めました。</p>	<p>有</p>
11	<p>第6章 貧困対策推進のための 施策について（54 頁、55頁）</p>	<p>施策のうち「NPO法人をはじめとする関係機関との連携 ※再掲」について、施策の方向性3と同4とでは、方向性が異なるため、文言を変更した方が良いと思う。</p>	<p>取組内容としては、共通の内容のものになるため原文のとおりとします。</p>	<p>無</p>

12	第6章 貧困対策推進のための施策について(54頁、55頁)	多様なサービスの提供や支援体制の充実においてNPO法人の力を取り込むことと、多様な主体との連携強化においてNPO法人の力を取り込むことはどのように区別されるのか。	施策の方向性3の記載は、社会環境の変化に伴い、様々な分野の課題が絡み合って複雑化し、既存の制度だけでは十分に対応できないものもあるため、民間団体等のサービスの活用を検討するという趣旨で記載しており、施策の方向性4の記載は、複合的な課題を持つ方への対応を円滑に行うために、行政制度だけではなく、民間団体等との連携を検討する必要があるという趣旨で記載しております。	—
13	—	生活保護受給者に対し、市又は区庁舎レベルで2時間から3時間の作業場所を提供し、作業困難者に軽作業や清掃作業を提供することで、QoIを向上させ、社会復帰の糸口を提供できれば良い。また、生活保護受給者の意識改革も必要だと思う。	貴重なご意見として、今後計画を推進するにあたり、参考にさせていただきます。 なお、本市では、直ちに就労することが困難な生活保護受給者に対し、農場での作業や就労体験、ボランティア活動の機会を提供し、就労意欲を引き出すといった就労準備支援事業を実施しており、平成30年度も引き続き取り組んでいく予定です。	—
14	—	千葉市市民活動支援センターから、貧困の問題等について、電話による質問等を受けることがあるが、対応ができないため、同センターも情報提供場所にして欲しい。	貧困の問題についての相談を受けた場合は、千葉市内に3か所ある、千葉市生活自立・仕事相談センターをご案内頂きますようお願いいたします。	—
15	—	当事者を策定会議等へ参加させて欲しい。当事者の声も聞いて欲しい。	貴重なご意見として、今後計画を推進するにあたり、参考にさせていただきます。	—

なお、本案に直接の関係がない一部のご意見については、記載を省略させていただきますが、貴重なご意見として参考にさせていただきます。